

◎新潟県告示第687号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県東蒲原郡阿賀町新谷字家ノ前1115の1、1123の2、1123の3、字不動木下3904から3907まで、字竊塚3908の1、3908の乙、3915の1、3916から3940まで、3908の1地先・3919地先・3939地先・3940地先（以上4筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、字経塚5014

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び阿賀町役場に備えて縦覧に供する。）